

東海市こども計画（仮称）

骨子案

令和6年（2024年）8月30日

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 こどもに関する施策の動向
- 3 計画の法的根拠と位置づけ
- 4 計画策定体制とプロセス

第2章 東海市のこども・若者や子育てをとりまく現状

- 1 東海市の現状
- 2 アンケート調査結果からみえる現状
- 3 こども・若者の意見
- 4 東海市の課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 計画の体系

第4章 施策の展開

- 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 2 良好な成育環境の整備
- 3 身近な地域における助け合い・支え合い
- 4 すべてのこども・若者の立場に立った支援の推進
- 5 若い世代の生活基盤の安定

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保
- 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

第6章 計画の進行管理

- 1 施策の実施状況の点検
- 2 国・県等との連携

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を期間とする「第2期東海市子ども・子育て支援事業計画」において、「すべての子どもと家庭をしあわせにするまちづくり」を基本理念として、施策を進めてきました。

第7次東海市総合計画では、子ども・子育て分野における目指すまちの姿を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」とし、子どもや子育て世代への支援、子どもの学び・体験への支援を施策として掲げています。

第4次東海市総合福祉計画では、基本目標の一つに「子どもたちの健やかな育ちを、地域で支えあっている」とし、子どもの置かれている状態に関わらず、すべての子どもの権利が保障され、子どもを中心とした地域での支えあいのもと、子どもたちが健やかに成長している状態をめざしています。

今回策定する「東海市こども計画」は、こども・若者の権利が保障され、すこやかに成長できるとともに、将来にわたって幸せに生活できることをめざして、必要な取り組みをすすめていく計画です。この計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定する計画で、これまでの子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画を内包するとともに、若者世代への支援や貧困対策も含む計画として策定するものです。

2 こどもに関する施策の動向

国の、こどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』が中心となっています。大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

『こども大綱』の基本方針には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現を支援すること等が記載されています。また、『こども大綱』は、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から幼児期まで	● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 校則の見直し ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	● 高等教育の就学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するもので、こども大綱及び愛知県計画を踏まえて策定する計画です。同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を含む形で策定する計画です。

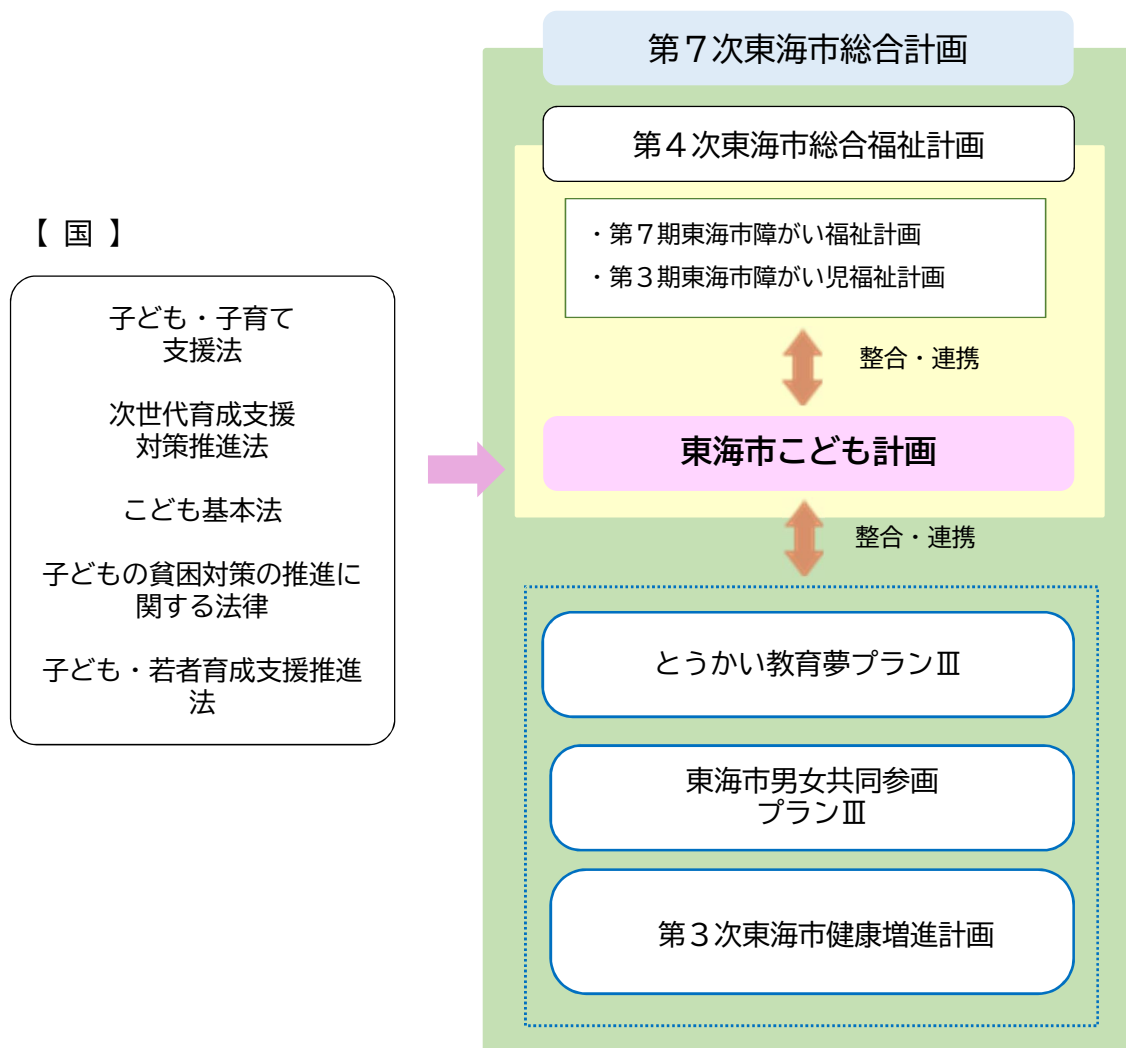
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」として位置付けるとともに、「第7次東海市総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図りながら策定しました。

こども関連施策の概要

法律	市町村計画に関する規定	その他	第2期計画の範囲	東海市こども計画の範囲
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画（第八条） 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	- 一般事業主行動計画（常用雇用100人超の事業主）の策定。 - 特定事業主行動計画（国及び地方公共団体）の策定。 - 子育てサポート企業の認定（くるみん認定）。		
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画（第六十一条） 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	記載事項（基本的記載事項、任意記載事項）が規定されている。（第六十一条2、3）		
こども基本法	市町村こども計画（第十条2） 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。	- こども施策に関する大綱（第九条）について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 - こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。（第十一条）		
子どもの貧困対策の推進に関する法律	都道府県計画等（第九条2） 市町村は、大綱（中略）を定めるよう努めるものとする。			
子ども・若者育成支援推進法	都道府県子ども・若者計画等（第九条2） 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（中略）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（中略）を定めるよう努めるものとする。			

※成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針及び母子保健に関する計画を含んでいます。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					東海市こども計画（仮称）				

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）については、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められています。

本計画においても、関連性の強い以下の8つの目標を取り上げ、目標の達成を目指して取組を推進します。



4 計画策定体制とプロセス

(1) 東海市子ども・子育て支援会議の設置

本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東海市子ども・子育て支援会議」を設置し、本計画の内容について協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て当事者の現状やニーズを把握するとともに、こども・若者本人の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

(調査基準日：令和6年(2024年)2月1日)

①子育て支援に関するアンケート調査

調査対象：東海市在住の就学前児童(0～5歳)の保護者
東海市在住の小学生(6～12歳)の保護者

配布数：【就学前】1,000人

【小学生】1,000人

回収率：【就学前】57.0%

【小学生】58.5%

②子どもの生活状況に関する調査

調査対象：東海市在住の小学5年生・中学2年生

配布数：1,200人

回収率：55.4%

③子育て世帯の生活実態調査

調査対象：東海市在住の小学5年生・中学2年生の保護者

配布数：1,200人

回収率：59.0%

④こども・若者調査

調査対象：東海市在住のこども・若者(16～34歳)

配布数：600人

回収率：28.8%

(3) こども・若者の意見の聴取

①こども・若者のオンライン意見箱

こども・若者本人が自らの意見を投稿できるオンライン意見箱を開設し、意見聴取を実施。

②インタビュー調査（予定）

児童館等を利用しているこども本人を対象にインタビュー調査を実施。

(4) 子育て当事者の意見の聴取

①インタビュー調査（予定）

子育て当事者の意見をお聞きするため、子育て支援センター等においてインタビュー調査を実施。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

<基本理念（案）>

こども・若者とその家庭をしあわせに

本市では、こどもが「東海市に生まれて良かった」、保護者が「東海市で子育てできてよかった」と思えるよう、施策を進めてきました。

「第7次総合計画」では、子ども・子育て分野の目指すまちの姿を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている」とし、「第4次総合福祉計画」では、基本目標の一つに「子どもたちの健やかな育ちを、地域で支えあっている」としています。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」を目指すという方向性が掲げられ、すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指すとされています。

すべてのこども・若者の権利が尊重され、自ら意見を表明することができ、最善の利益が図られるとともに、こども・若者および子育て世代が将来に対して明るい展望を持てるよう、市全体で支えていく必要があります。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念を「こども・若者とその家庭をしあわせに」とします。

2 基本的な視点

(1) 切れ目のない子育て支援を充実する

- こども・若者や子育て家庭の状況に応じて必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。同時に、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

(2) すべてのこども・若者の健全な成長を支援する

- 乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が愛着を土台として相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(3) こども・若者の権利を尊重する

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重します。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図ることをめざした取組を推進します。

(4) こども・若者・子育て当事者の視点を尊重する

- こども・若者が自らのことについて意見を形成して、表明することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めます。同時に、おとなは、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

(5) 若い世代の自立を支援する

- 若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活の基盤の安定、それぞれの希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。

(参考) 第2期計画の基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

- 子どもは、社会の希望です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員として様々な役割を果たしながら、成長していく必要があります。
- 子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準となるように実施し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 地域での支え合いの視点

- 「すべての子どもと家庭への支援」という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が連携し、役割と責任を分担することが必要です。
- 地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりを進めます。

(3) 子育て環境の充実の視点

- 子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、妊娠・出産期から幼児期の教育・保育、そして学童期に至るまで、子育てを切れ目なく支援できるよう、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。
- また、子どもの個性にあった環境整備を行い、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。

(4) 親（保護者）としての育ちの視点

- 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通して、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することにつながります。
- そのために、保護者としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

Ⅲ 3 計画の体系

タイトル末尾の「5①」などの数字は第2期計画の体系との関連性を意味します。

基本理念 こども・若者とその家庭をしあわせに	基本目標1 ライフステージに応じた切れ目のない支援	①安心して出産ができる環境を整備する 5② ②心と体の健やかな成長を支援する 5③ ③こどもの発達を支援する 1③
	基本目標2 良好な成育環境の整備	①質の高い教育・保育を充実する 1①② ②居場所づくりを推進する 3① ③豊かな体験や活躍の場を充実する 3②
	基本目標3 身近な地域における助け合い・支え合い	①地域社会における子育て支援活動を推進する 2① ②未就園の親子が集まる場を充実する 2②
	基本目標4 すべてのこども・若者の立場に立った支援の推進	①こども・若者の権利を守る (新) ②困難な状況を抱えるこども・若者を支える (新)、1③、5④ 貧困対策
	基本目標5 若い世代の生活基盤の安定	①仕事と子育ての両立と経済基盤安定を支援する 4①② ②子育て・結婚を支援する 5①

意見表明の機会
ヤングケアラー

(第2期計画の体系)

基本理念

すべての子どもと家庭を
しあわせにする
まちづくり

基本目標 1

安心して教育・保育が受けられるまち

- ①質の高い保育と幼児教育の充実
- ②保育園・幼稚園・小学校の連携
- ③すべてのこどもの立場にたった支援の推進

基本目標 2

身近な地域における助け合い・支え合いができるまち

- ①地域社会における子育て支援活動の推進
- ②未就園の親子が集う場の充実

基本目標 3

一人ひとりが輝き主体的でたくましく育つことができるまち

- ①こどもの居場所づくりの推進
- ②豊かな体験の場づくり

基本目標 4

子育てと仕事を両立できるまち

- ①仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備
- ②育休から円滑に復帰できる環境の整備

基本目標 5

結婚と子育てを応援するまち

- ①未婚者支援の充実
- ②安心して出産ができる環境の整備
- ③健康の確保と増進
- ④経済的負担の軽減